

訂正とお詫び

【本試験モデル答練】のご受講をありがとうございます。

さて、解答例の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。
誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元の教材を修正していただけますように宜しく
お願い致します。

【ファイル編 第8回（記述第4回）】

頁数	場所	誤	正
解答 P2	第1問 第 1欄（2） （甲土地に ついて2件 目に申請し た分）	（注1） 令和5年の通達により、更正登記に訂正	
解説 P10～ 11	2 遺産 分割となす べき登記	（注2） 令和5年の通達により、更正登記に訂正	

※訂正後のテキスト文は次ページ以降に掲載しています。

(注1)

第1問 第1欄(2)(甲土地について2件目に申請した分)

登記の目的	2番所有権更正
原因及びその日付	令和5年5月15日遺産分割
登記事項	更正後の事項 所有者 甲山一郎
申請人の氏名	権利者 (申請人) 甲山一郎
又は名称	義務者 亡乙川二郎
添付情報	登記原因証明情報 (<input checked="" type="radio"/> 要 ・ <input type="radio"/> 不要) 登記識別情報 (要 ・ <input checked="" type="radio"/> 不要) () 印鑑証明書 (要 ・ <input checked="" type="radio"/> 不要) () 会社法人等番号 (要 ・ <input checked="" type="radio"/> 不要) 代理権限証明情報 (<input checked="" type="radio"/> 要 ・ <input type="radio"/> 不要) (甲山一郎の委任状) その他 (ない)
課税価格	ない
登録免許税	金1000円

(注2)

2 遺産分割となすべき登記

(1) 総論

共同相続の登記前に遺産分割協議がなされ、その合意があった場合、共同相続の登記をすることなく、直ちに分割後の持分（又は単独所有）による「相続」を原因とする所有権移転登記を申請することができる（昭19.10.19第692号）。他方、従来、法定相続分による共同相続の登記後に遺産分割協議がされた場合、登記原因を「遺産分割」、原因日付を遺産分割協議がされた日として、持分移転登記を申請するとされてきた（昭28.8.10第1392号）。しかし、令和5年の通達により、当該登記は所有権の更正登記によることができ、登記権利者が単独で申請することができることとされた（令5.3.28第538号）。この場合、登記原因は「遺産分割」とし、原因日付は遺産分割の協議が成立した日付とする。なお、登記原因証明情報は、遺産分割協議書（当該遺産分割協議書に押印した申請人以外の相続人の印鑑に関する証明書を含む。）を提供する必要がある。

(2) 本問への当てはめ

事実関係3、別紙1及び別紙5より被相続人甲山太郎所有の甲土地について法定相続分による登記された後に、当該土地を甲山一郎単有とする遺産分割協議が成立していることがわかる。1で述べたとおり、甲山三郎は、甲山太郎の相続について適法に相続放棄をしており、相続放棄は代襲相続原因とはならないため、甲山太郎の相続財産に関する遺産分割の当事者は、甲山一郎、乙川桜子及び乙川和夫の3名である。上記（1）のとおり、登記権利者による単独の更正登記が認められた後も、従来どおり持分移転登記を申請することが禁止されるわけではないが、本問では、（答案作成に当たっての注意事項）に「登録免許税の額が最も少なくなるように登記を申請している。」との記載があるため、更正登記を選択する（持分移転登記：4/1000 更正登記：不動産1個につき1000円）。

(3) 登記申請手続

遺産分割を原因とする所有権更正登記は単独申請によることができる（令5.3.28第538号）。その他は、第1欄（2）のとおりである。なお、相続開始後、遺産分割前に遺産分割の目的物につき抵当権を設定するなどして利害関係を有するに至った第三者が先にその対抗要件を具備したケースにおいては、付記登記による更正の登記をすることは相当ではないことから、更正の登記ではなく持分の全部移転の登記によるとの見解があるが、本問では、甲区3番の甲山一郎持分差押登記は、先述1のとおり、甲山三郎の相続放棄により、解答例第1欄（1）の更正登記をもって先に抹消されているため、これを検討する必要はない。

(4) 答案作成上の注意事項

(ア) 登記識別情報

先述のとおり、当該更正登記は、単独申請によることが認められており、登記義務者の登記識別情報及び印鑑証明書を提出することを要しない。また、新たな登記名義人が出現する場面ではないため、登記権利者の住所証明情報も提出することを要しない。